

陳情第13号

陳 情 書

2023年9月14日

立川市議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武藏183-3

立憲共和党代表 角田 統領

指定管理者に係る条例の、違法条項の改正を求める陳情

第1 陳情の趣旨

- 1 指定管理者に係る条例の、違法条項の改正を求める。

第2 陳情の原因

- 1 地方自治法第244条の二第3項に、次の規定がある。

【地方自治法（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせるこ  
とができる。】

- 2 条例制定については、地方自治法第14条に、次の規定がある。

【地方自治法（条例制定）

第十四条

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に  
關し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

- 3 立川市の指定管理者に係る条例において、次の規定がある。

（1）子ども未来センター条例

（使用の承認）

第3条 子ども未来センターを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならぬ。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理」）

書」という。)に、子ども未来センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 前条の規定により指定管理者に子ども未来センターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(2) 第3条の規定による使用の承認及び第4条の規定による使用の不承認に関する業務

(2) 市民会館条例

(使用の承認)

第2条 会館を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、市民会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条の2 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(2) 第2条の規定による使用の承認及び第3条の規定による使用の不承認に関する業務

(3) 市民体育館条例

(使用の承認)

第2条 体育館を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、体育館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第2条の規定による使用の承認及び第3条の規定による使用の不承認に関する業務

(4) 児童館条例

(使用の承認)

第4条 児童館を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第14条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条の3 前条の規定により指定管理者に児童館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(2) 第4条の規定による使用の承認及び第5条の規定による使用の不承認に関する業務

#### (5) 自転車等駐車場条例

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、有料駐車場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条の2 前条の規定により指定管理者に有料駐車場の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

2 前項の場合における第3条の2第2項及び第9項、第3条の3、第3条の4並びに第4条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

#### (6) 地域福祉サービスセンター条例

(利用の承認)

第5条 サービスセンターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、サービスセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条の2 前条の規定により指定管理者にサービスセンターの管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(2) 第5条の規定による利用の承認及び第6条の規定による利用の不承認

## に関する業務

### (7) 図書館条例

#### (利用の登録等)

第4条 図書館の図書、記録その他資料（以下「図書館資料」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）で立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する図書館資料の貸付けを受けようとするものは、あらかじめ登録を要げなければならない。

#### (指定管理者による管理)

第13条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、図書館の管理を行わせることができる。

#### (指定管理者の行う業務の範囲)

第14条 前条の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

##### (1) 第4条の規定による利用の登録等に関する業務

#### 【地方自治法】

##### 第百八十条の二

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。】

#### 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

##### (長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

##### 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。】

### 第3 陳情の理由

- 1 立川市における、指定管理者に係る「公の施設」の各条例には違法条項があるから、改正する必要がある。
- 2 前述のとおり、指定管理者が係る立川市の「公の施設」に係る条例において、

「指定管理者による管理」の条項で、次の規定があり、冒頭において「市長は」として、権力条項として制定しているが、「地方自治法第244条の2第3項の規定により」として引用している同条の冒頭は「普通地方公共団体は」であり、非権力条項である。

この、「団体」と「団体の長」とを混同し、非権力条項を権力条項に摩り替えて引用するという、潜脱行為が違法であり、本件条例制定において、違法条項がある。

【市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、（施設名）の管理を行わせることができる。】

3 次の、地方自治法第244条の二第3項の規定は、非権力条項である。

【地方自治法（公の施設の設置、管理及び廃止）

#### 第二百四十四条の二 第3項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。】

4 条例制定においては、地方自治法第14条に「法令に違反しない限りにおいて」として、次の法定要件が規定されている。

【地方自治法（条例制定）

#### 第十四条

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

5 本件の各条例において、「指定管理者を行政庁とする」旨の条項はない。

故に、市長又は教育委員会は、行政庁でない指定管理者に、その権限を委任することはできないから、市長又は教育委員会が指定管理者に権限を委任する」旨の条項は、地方自治法第14条の「法令に違反しない限りにおいて」という法定要件に反し、違法であり、当該条項は無効である。

6 自転車等駐車場条例の第8条の2に、「読み替え」規定があ「これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする」と規定されている

が、当該「指定管理者」を行政庁とする旨の条例はなく、単なる民間団体としての「協定」による受託業者であり、「長の権限に属する事務の一部」の受任行政庁ではないから、当該指定管理者は「読み替え」可能な法的地位にはないから、当該条項は違法であり、無効である。

7 教育委員会は立川市と連名で、指定管理者と協定を締結しているが、違法である。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第22条（長の職務権限）に「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する」旨の規定があり、第5号に「教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。」と規定され、教育委員会が、契約当事者となることは違法である。